



青 森 県 報

号外第三十二号

平成十五年三月三十一日(月曜日)

目 次

青森県結核予防法施行細則の一部を改正する規則……………	(健康医療課)	一
青森県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則……………	(業務衛生課)	二
青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………	(こども課)	三
青森県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則……………	(同)	六
青森県知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則……………	(障害福祉課)	八
青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則……………	(同)	八
青森県母子相談員に関する規程の一部を改正する訓令……………	(こども課)	八
青森県結核予防補助金交付規程の一部を改正する規程……………	(健康医療課)	九

規 則

青森県結核予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県規則第三十一号

青森県結核予防法施行細則の一部を改正する規則

青森県結核予防法施行細則(昭和三十七年三月青森県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第二条の五第一項」を「第二条の四第一項」に改める。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第一号様式(第2条関係)

保健所長 殿

住 所
屈 出 書 氏 名

結 核 患 者 屈 出 書

診察の結果受診者が結核患者であると診断したので、結核予防法第22条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

青森県知事 木 村 守 男

申 田 田

住 所 (電話番号)	住 氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
患者 性 別	性 別	男 ・ 女
	職 業	
患者の属する世帯の世帯主の氏名		
病 名		
初 診 の 年 月 日		
診 断 の 年 月 日		
医 師	住 所 病院又は診療所 で診療に従事し ている医師に該病 院又は診療所の 名称及び所在地	(電話番号)
	氏 名	Ⓜ

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

保健所長 殿

住 所
届出者 氏 名

結 核 患 者 入 (退) 院 届 出 書

結核患者が入(退)院したので、結核予防法第23条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

住 所 氏 名	住 氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
患者 性 別	性 別	男 ・ 女
	職 業	
患者の属する世帯の世帯主の氏名		
病 名		
入 (退) 院 年 月 日		
病院の名称及び所在地 (電話番号)		
退 院 時 の 病 状		
菌 排 せ つ の 有 無		
有 ・ 無		

注1 菌排せつの有無は、退院の場合に記入すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

届出申請者氏名「申請者の氏名」Ⓜ 申出者の氏名
と定める。

保 原

13の届出地 平成十五年四月一日から施行する。

青森県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則を13に公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県保健課三十一課

青森県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

(別紙)

第一条 この規則は、青森県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第八十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（立入調査等をする職員的身分証明書）

第二条 条例第二十五条第二項に規定する身分を示す証明書は、第一号様式による。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

表

身 分 証 明 書	第 号
所 属 職 氏 名	年 月 日 生
年 月 日 交 付	年 月 日 生
青森県知事	青森県知事
8.5センチメートル	6.5センチメートル
青森県動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋） （立入調査等）	

第25条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主に対し、その動物の飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、動物を飼養し、若しくは保管している施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、動物の飼養若しくは保管の状況若しくは動物を飼養し、若しくは保管している施設その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第三十三号

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県児童福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条を削る。

第十四条第一項中「第二十二号様式」を「第十八号様式」に改め、同条第二項中「第二十三号様式」を「第十九号様式」に改め、同条第三項中「第二十四号様式」を「第二十号様式」に改め、同条第四項中「第二十五号様式」を「第二十一号様式」に改め、同条を第十三条とし、第十五条を第十四条とする。

第十六条第一項中「第二十三号様式」を「第十九号様式」に改め、同条第二項中「第二十四号様式」を「第二十号様式」に改め、同条を第十五条とし、第十七条を第十六条とする。

第十七条の二第二項中「第二十五号様式の二」を「第二十二号様式」に改め、同条第二項中「第二十六号様式」を「第二十三号様式」に改め、同条第三項中「第七條第二項」の下に「（里親認定等省令第十五条、第十七条及び第二十條において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第十七条とする。

第十八条第一項中「第二十七号様式」を「第二十四号様式」に改め、同条第二項中「第二十六号様式」を「第二十三号様式」に改める。

第十九条中「第二十八号様式」を「第二十五号様式」に改める。

第二十条中「第二十九号様式」を「第二十六号様式」に改める。

第二十一条第一項中「短期間入所等措置、」を削り、「短期間入所等措置を受ける児童、」を「施設入所措置等を受けた」に、「第十八条第四項第三号」を「第十八条第三項」に改め、同条第二項第一号中「条例第五条第一項の規定により」を削り、同条第三項中「二人」を「一人」に改め、「又は知的障害者福祉法第十六条第一項第二号若しくは第三号の措置を受けている者（以下「被措置知的障害者」という。）の扶養義務者として費用徴収される場合」及び「及びそれぞれの被措置知的障害者に係る青森県知的障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十七号）第九条第二項の規定による徴収金の額」を削り、同条中第六項を削り、第七項を第六項とする。

第二十三条中「第三十号様式」を「第二十七号様式」に改める。

第二十四条の見出しを「（児童居宅生活支援事業等開始届書等）」に改め、同条第一項中「児童居宅生活支援事業開始届書（第三十一号様式）」を「児童居宅生活支援事業等開始届書（第二十八号様式）」に改め、同条第二項中「児童居宅生活支援事業変更届書（第三十一号様式）」を「児童居宅生活支援事業等変更届書（第二十九号様式）」に改め、同条第三項中「児童居宅生活支援事業廃止（休止）届書（第三十二号様式）」を「児童居宅生活支援事業等廃止（休止）届書（第三十号様式）」に改める。

第二十五条第一項中「第三十四号様式」を「第三十一号様式」に改め、同条第二項中「第三十五号様式」を「第三十二号様式」に改める。

第二十六条第一項中「第三十六号様式」を「第三十三号様式」に改め、同条第二項中「第三十七号様式」を「第三十四号様式」に改める。

第二十七条中「第三十八号様式」を「第三十五号様式」に改める。

別表第二の備考五中「被措置者等」の下に「（助産施設に入所しているものを除く。）」を加え、同五の2中「第五条第一項」を「第六条第六項」に改め、同五の3中「第十八条第四項第三号」を「第十八条第三項」に改める。

第十八号様式から第二十一号様式までを削る。

第二十二号様式中「第14条」を「第13条」に改め、同様式を第十八号様式とする。

第二十三号様式中「第14条 第17条」を「第13条 第16条」に、「第14条第2項（第15条、第16条第1項、第17条）」を「第13条第2項（第14条、第15条第1項、第16

第17条）」

氏名	姓	名	生年月日	年	月	日
	姓	名				
生年月日	年	月	日			
徴収金の額	円	額	円			

を

氏名	姓	名	生年月日	年	月	日
	姓	名				
生年月日	年	月	日			

に改め、同様式を第十九号様式とする。

第二十四号様式中「第14条 第17条」を「第13条 第16条」に、「第14条第3項（第15条、第16条第2項、第17条）」を「第13条第3項（第14条、第15条第2項、第16条）」に改め、同様式を第二十二号様式とする。

第二十五号様式中「第14条関係」を「第13条関係」に、「第14条第4項」を「第13条第4項」に改め、同様式を第二十一号様式とする。

第二十五号様式の二中「第17条の2」を「第17条」に

里親になることを希望する理由	
----------------	--

を

里親になることを希望する理由	
----------------	--

養育しようとする要保護児童	氏 名	申 請 者 との続柄	性 別	生 年 月 日	備 考
			男・女	年 月 日	

この表は、回覧表の注の3を回覧の4と、回覧の2に次のように記入する。

(9) 親族里親の認定を受けようとする者にあつては、委託に係る児童と申請者の続柄を証する書類

第110号回覧表の11の共2を「1」の次に「2」の次に「3」の次に記入する。

2 「養育しようとする要保護児童」の欄は、親族里親の認定を受けようとする場合に記入すること。

第110号回覧表の11の第111号回覧表の11の

第116号回覧表の「第17条の2」を「第17条」とし、回覧表の「中

その他必要と思われる事項	近隣の地域的・社会的状況	
	その他必要と思われる事項	

調査の結果、次の理由により適当と認めます。

年 月 日

児童相談所長

近隣の地域的・社会的状況	
--------------	--

その他必要と思われる事項	氏 名	申 請 者 との続柄	性 別	生 年 月 日	備 考
			男・女	年 月 日	

養育しようとする要保護児童の両親その他当該児童を現に監護する者の状況

調査の結果、次の理由により適当と認めます。 <p>年 月 日</p> <p>児童相談所長 <input type="checkbox"/></p>

この表は、回覧表を第113号回覧表の「中」の第117号回覧表の「中」の第113号回覧表の「中」の

第111号回覧表の「児童居宅生活支援事業開始届書」や「児童居宅生活支援事業等開始届書」及び「児童居宅生活支援事業を」や「児童居宅生活支援事業等を」の第118号回覧表を第118号回覧表の「中」の

第111号回覧表の「児童居宅生活支援事業変更届書」や「児童居宅生活支援事業等変更届書」及び「児童居宅生活支援事業に」や「児童居宅生活支援事業等に」の第119号回覧表を第119号回覧表の「中」の

第113号回覧表の「児童居宅生活支援事業廃止（休止）届書」や「児童居宅生活支援事業等廃止（休止）届書」及び「児童居宅生活支援事業を」や「児童居宅生活支援事業等を」の第120号回覧表を第120号回覧表の「中」の第124号回覧表の「中」の第128号回覧表の「中」の

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県児童福祉法施行細則別表第二の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始される助産の実施に係る青森県児童福祉法施行細則第二十一条第二項に規定する入所等徴収金（以下「入所等徴収金」という。）の額について適用し、施行日前に開始された助産の実施に係る入所等徴収金の額については、なお従前の例による。

青森県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木村守男

青森県規則第三十四号

青森県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和三十九年十一月青森県規則第五百号）の一部を次のように改正する。

目次及び第二章の章名中「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

第三条中「第十条第一項各号」を「第十三条第一項各号」に改め、「者」の下に「（母子福祉団体を除く。）」を加え、同条第二号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第十一号中「療養資金」を「医療介護資金」に、「又は施設意見書」を「若しくは施設意見書又は介護に要した費用の額及び当該介護に係る保険給付の額が記載された書類」に改める。

第四条中「第十条第一項第一号」を「第十三条第一項第一号」に、同条第十一号中「貸付けを受けようとする」を「政令第六条第一項に規定する事業を行うものにあつては、その」に改める。

第五条中「第八条」を「第九条第一項」に改める。

第九条第一項中「第六条第三号」を「第七条第三号」に、「第七号」を「第八号」に改める。

第十条第一項中「第十条第三項」を「第十三条第三項」に改め、同条第二項中「第四条第二項各号」を「第五条第一項各号」に改める。

第十三条第一項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第十四条中「第七条第三項ただし書」を「第八条第三項ただし書」に改める。

第十五条中「第十条」を「第十一条」に、「第十一条」を「第十二条」に改める。

第十六条第一項中「第十二条」を「第十五条第一項」に、「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第十七条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第四号中「第十四条第一項第三号」を「第十五条第一項第三号」に、「事業収益」を「事業の収益」に改める。

第十八条中「第十五条」を「第十六条」に改める。

第十九条中「第十六条」を「第十七条」に改める。

第二十条第一項中「第十六条ただし書」を「第十七条ただし書」に改める。

第二十一条中「一」を「いずれかに」に、「行わなければ」を「行わなければ」に改め、同項第九号中「第十一条」を「第十二条」に、同条第十号中「又は貸付けの

対象となつた事業に使用されている者」を「（政令第六条第一項に規定する事業を行うものにあつては、理事又はその事業に使用されている者）」に改める。

第二十三条第一項中「第十五条」を「第二十条」に改め、同条第三項中「第十五条の二」を「第二十一条」に改める。

第二十四条第一項の表を次のように改める。

第三条	法第十三条第一項各号	法第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項各号
第三条第一号	法第六条第一項に規定する配偶者のない女子	法第六条第三項に規定する寡婦（法第三十二条第一項の規定により寡婦に含まれる者を含む。）
第三条第三号	現に児童を扶養していることを証する書類	二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合にあつてはこれを証する書類、これらの者を扶養していない場合にあつては所得額を証明する書類又は所得税非課税証明書
第四条	法第十三条第一項第一号	法第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項第一号
第四条第十一号	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦

第五條	養しているもの	政令第九條第一項	政令第三十八條において準用する政令第九條第一項
第九條第一項	母子福祉資金貸付金	母子福祉資金貸付金	寡婦福祉資金貸付金
第十條第一項	法第十三條第三項	法第三十二條第一項において準用する法第十三條第三項	
第十條第二項	政令第五條第二項各号	政令第三十三條第二項において準用する政令第五條第二項各号	
第十二條第一項、第十七條第一項第三号、第二十二條	母子福祉資金貸付金	母子福祉資金貸付金	寡婦福祉資金貸付金
第十三條第一項	政令第八條第一項	政令第三十七條第一項	
第十四條	政令第八條第三項ただし書	政令第三十七條第二項において準用する政令第八條第三項ただし書	
第十五條	政令第十一條	政令第三十八條において準用する政令第十一條	
第十六條第一項	法第十五條第一項	法第三十二條第四項において準用する法第十五條第一項	
第十七條第一項第四号	政令第十九條第一項	政令第三十八條において準用する政令第十九條第一項	
第十八條	政令第十五條第三号	政令第三十八條において準用する政令第十五條第三号	政令第三十八條において準用する政令第三十八條において準用する政令第十五條第三号

第十九條	政令第十七條	政令第三十八條において準用する政令第十七條
第二十條第一項	政令第十七條ただし書	政令第三十八條において準用する政令第十七條ただし書
第二十一條第九号	政令第十二條	政令第三十八條において準用する政令第十二條(第二項第二号及び第三号を除く。)

第二十四條第二項中「寡婦居宅介護等事業」を「寡婦日常生活支援事業」に、「第十五條」を「第二十條」に、「第十九條の第三項」を「第三十三條第三項」に、「第十五條の二」を「第二十一條」に、「第十九條の第三項」を「第三十三條第四項」に改める。
第二号様式の注中5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に3として次のように加える。

3 事業所の使用人員欄は、母子及び寡婦福祉法施行令第6条第1項に規定する事業を行う母子福祉団体が申請する場合に記入すること。

第三号様式中「療養資金」を「医療介護資金」とし、「児童扶養資金」を「特別児童扶養資金」と改める。

第四十九号様式中「母子家庭(寡婦)居宅介護等事業開始届書」を「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業開始届書」とし、「母子家庭(寡婦)居宅介護等事業を」とし、「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業を」とし、「第15条(第19条の3第3項)」を「第20条(第33条第3項)」と改める。

第五十号様式中「母子家庭(寡婦)居宅介護等事業変更届書」を「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業変更届書」とし、「母子家庭(寡婦)居宅介護等事業に」を「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業に」と改める。

第五十一号様式中「母子家庭(寡婦)居宅介護等事業廃止(休止)届書」を「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業廃止(休止)届書」とし、「母子家庭(寡婦)居宅介護等事業を」とし、「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業を」とし、「第15条の2」とし、「第21条」とし、「第19条の3第4項」を「第33条第4項」と改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第三十五号

青森県知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県知的障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「知的障害者福祉法施行規則」を「及び知的障害者福祉法施行規則」に改め、「及び青森県知的障害者入所費用徴収条例（平成十二年三月青森県条例第四十六号。以下「条例」という。）」を削る。

第一条を次のように改める。

（判定の依頼）

第二条 法第九条第五項又は第十六条第二項の規定により知的障害者更生相談所の判定を求めようとする者は、判定依頼書（第一号様式）を知的障害者更生相談所長に提出しなければならない。

第三条から第十一条までを削る。

第十二条第一項中「第二号様式」を「第二号様式」に改め、同条第二項中「第二十一号様式」を「第三号様式」に改め、同条第三項中「第二十二号様式」を「第四号様式」に改め、同条を第三条とする。

第十三条を削る。

別表第一及び別表第二を削る。

第一号様式中「第3条関係」を「第2条関係」に、「福祉事務所長」を「市町村長」に改め、「下記の者について」を「（昭和35年法律第37号）第13条第2項」を「第9条第5項」に、「青森県知的障害者福祉法施行細則（昭和62年3月青森県規則第27号）第3条の規定により」を「下記のとおり」に改める。

第二号様式から第十九号様式までを削る。

第二十号様式中「第12条」を「第3条」に改め、同様式を第二号様式とする。

第二十一号様式中「第12条」を「第3条」に改め、同様式を第三号様式とする。

第二十二号様式中「第12条」を「第3条」に改め、同様式を第四号様式とする。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第三十六号

青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十五年三月青森県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第十六号様式中

030 - 8570 青森通健福祉社 精神保健福祉課 精神保健福祉班
電話 017 - 734 - 9310

に を

改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第二十二号

庁 中 一 般

各 出 先 機 関

青森県母子相談員に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県母子相談員に関する規程の一部を改正する訓令

青森県母子相談員に関する規程（昭和三十三年九月青森県訓令第六十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県母子自立支援員に関する規程

第一条中「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「母子相談員」を「母子自立支援員」に、「相談員」を「支援員」に改める。

第二条中「相談員」を「支援員」に改める。

第三条中「相談員の担当区域及び市の区域を担当する相談員の駐在場所は、当該相談員」を「支援員の担当区域は、当該支援員」に改める。

第四条中「相談員は、所長」を「支援員は、所長」に改め、同条第一号中「第五条第一項」を「第六条第六項」に改め、「あつて」を削り、「法第五条第三項」を「同条第三項」に、「身上相談」を「相談」に改め、「必要な」の下に「情報提供及び」を加え、同条中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第六条第六項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うこと。

第五条及び第六条中「相談員」を「支援員」に改める。

第七条中「相談員」を「支援員」に、「洩らしては」を「漏らしては」に改める。

第八条から第十一条までの規定中「相談員」を「支援員」に改める。

別記様式中「ゆきざしきんごしん」を「ゆきざしきんごしん」に改める。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県告示第二百十三号

青森県結核予防補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県結核予防補助金交付規程の一部を改正する規程

青森県結核予防補助金交付規程（昭和三十七年三月青森県告示第五百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十四条に規定する事業者及び法、」（以下「事業者等」という。）「及び」当該事業者及び「次に掲げる事業」を「法第四条第一項の規定による定期の健康診断」に、「事業」を「健康診断」に改め、同条各号を削る。

第二条第一項中「事業者等が事業」を「法第五十五条に規定する学校又は施設設置者が健康診断」に改める。

第四条第二号中「事業（）」を「健康診断（）」に改める。

第二号様式を次のように改める。

告

示

第2号様式 (第3条、第9条関係)

結 核 子 防 事 業 計 画 書 (実 績 書)

(単位 人、円)

区 分	対 象 人 員	受 診 人 員	影 響				精 密 検 査 対 象 人 員	精 密 検 査				事後検査		備 考	
			保 健 所 実 施	医 療 機 関 実 施	精 密 検 査	検 査		保 健 所 実 施	医 療 機 関 実 施	保 健 所 実 施	医 療 機 関 実 施				
高 等 学 校 以 上 の 生 徒 及 び 学 生															
そ の 他															
合 計															
補 助 基 準 単 価			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
補 助 基 準 額															
事 業 開 始 年 月 日							事業完了(予定)年月日								

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

第三号様式中

ツェルクルン										
反応検査費										
間接撮影費										

間接撮影費										
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事後検査費										
B C G接種費										

事後検査費										
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

改める。
第五号様式中「付け青健推第 号」を「付け
第六号様式中「付け青健推第 号」を「付け
第七号」に改める。

ツェルクルン	人	人								
間接撮影										
精密検査										
事後検査										
B C G接種										

間接撮影	人	人								
精密検査										
事後検査										

改める。
第七号様式中「付け青健推第 号」を「付け
第六号」に改める。
附 則

この規程は、平成十五年四月一日から施行し、改正後の青森県結核予防補助金交付規程は、平成十五年度分の補助金から適用する。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭